

## 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の各手続等における特に注意していただきたいポイント

この資料は、報告金融機関等が非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における各手続等を実施するに当たり特に注意していただきたいポイントについて、説明しています。

### 【国籍に基づく住所等所在地国の特定】

問1 個人顧客管理のため、国籍情報を保有しています。国籍情報に基づき、既存特定取引に係る住所等所在地国（又は地域）を特定することは可能ですか。

（答）

国籍情報に基づき、住所等所在地国（又は地域）を特定することはできません（国籍に基づき税務上の居住地国が決定されるような限定的な場合を除きます）。そのため、現在の住所又は居所等の情報に基づき、住所等所在地国を特定してください。

### 【届出書に記載する居住地国】

問2 外国籍の個人顧客から、口座開設時の本人確認書類として、日本の住所が記載された本人確認書類の提示を受けています。一方、届出書の居住地国の欄には、外国籍に基づき、外国名が記載されています。この場合、居住地国を外国と取り扱って問題ないでしょうか。

（答）

当該顧客が日本の住所を記載した本人確認書類を提示し、居住地国を外国とする場合は、当該顧客から合理的な説明を受け、当該顧客にその事情の詳細を届出書へ記載していただく必要があります。

なお、外国に住所を有さず、日本にのみ住所を有するような場合は、例外的な場合を除き、日本のみが居住地国となります。

### 【No First Name（NFN）の使用】

問3 事務処理手続の都合上、ファーストネームとラストネームを分けて入力せず、ファーストネーム欄にNFNを入力して報告しても良いですか。

（答）

NFNについては、完全なファーストネームを把握していない場合にのみ使用願います。ファーストネーム・ラストネーム情報を保有しているものの、それぞれの判別が行えないような場合には、便宜的にファーストネーム・ラストネームに分け、それぞれの欄に入力していただくようお願いします。



## 【納税者番号の報告】

問4 法令上求められる手続を実施した上で、顧客の外国納税者番号が不明な口座があります。どのように報告を行えば良いですか。

(答)

法令上求められる手続を実施した上で、納税者番号が不明な場合は、納税者番号及びその発行国の国コードを、入力せずに報告してください。

納税者番号が把握できていないことを示すため、例えば、「NOTIN」、「UNKNOWN」や特定の文字や番号の連続した入力（「AAAAAA」「000000」「111111」「999999」等）が行われている場合、情報の誤りとして、外国税務当局から訂正を求められることがあります。

なお、OECD ポータルサイトの[各国・地域の納税者番号制度に関する情報](#)又は国税庁ホームページ「CRS コーナー」の「[各国・地域の納税者番号制度に関する情報](#)」で、当該顧客の居住地国（又は地域）が全ての納税者に納税者番号を発行している状況であるにもかかわらず、当該顧客の納税者番号が記載されていない場合には、当該届出書の合理性に疑義が生じるため、顧客に対し、合理的な説明を求め、納税者番号がない理由等を届出書の「その他参考となる事項」に記載するよう求めてください。

## 【新情報に基づく特定手続】

問5 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する事務を担当する部署(担当部署)以外の部署が管理する情報(例：人事部が管理する海外出向者の出向後住所情報)は、新情報に該当しますか。

(答)

担当部署以外の部署が管理する情報も、新情報の対象に含まれます。

新情報とは、報告金融機関等が保存している記録に追加される情報で、届出書等の記載事項のうち、特定対象者の居住地国等、一定の事項に係るものが真実かつ正確であるものでないことを知り、若しくは知り得る状態であったと認められることとなり、又は当該特定の起因となった一定の情報に関する状況の変化を示す情報等をいいます。また、報告金融機関等には、担当部署など特定の部署に限らず、全ての部署が含まれます。よって、新情報の要件を満たす情報であれば、その情報を管理する部署にかかわらず、新情報として取り扱う必要があります。

※1 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における各手続等の詳細は、「[非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要](#)」及び「[FAQ](#)」等をご参照ください。

※2 本資料で使用される用語については、「[関連用語集](#)」をご参照ください。

